川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年 2 月14日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 条例(平成27年川崎市条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「身体障害者福祉法による身体障害者手帳若しくは」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、」に、「精神障害者保健福祉手帳に関する情報」を「精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)」に改め、同表の7の項中「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報」に改め、

同表の12の項中「身体障害者福祉法による身体障害者手帳若しくは精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報」 を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、 障害者関係情報」に改め、同表の18の項中「障害者関係情報」を「児童福祉 法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関 係情報」に改め、同表の19の項中「児童福祉法」を「児童福祉法による児童 及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、同法」に改め、同表の2 7の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭について の調査及び判定に関する情報、障害者関係情報」に改め、同表の31の項中「児 童福祉給付関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査 及び判定に関する情報、児童福祉給付関係情報」に改め、同表の33の項中「障 害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判 定に関する情報、障害者関係情報」に改め、同表の36の項中「児童福祉給付 関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に 関する情報、児童福祉給付関係情報」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

制定要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、特定個人情報を利用することができる場合を追加するため、この条例を制定するものである。